

令和2年4月1日生まれの
お子さんから制度が変更になります

山梨市では子どもの出産を祝福し

健やかな育成と明るい家庭づくりを支援するために



山梨市健やか育児支援祝金

を支給します



① 対象者は？

出産により山梨市民となった子どもを養育する、次の要件すべてを満たす方（父、母いずれか）です。

- ① 山梨市に一年以上前から継続して在住（住民票登録）し、今後も1年以上定住する意思がある方
- ② 市税や国民健康保険税、その他市の収入に滞納がない方

※その他、認めがたい事由がある方は支給できない場合があります。

② 支給金額は？

第1子		5万円
第2子		10万円
第3子以降	...	20万円

同一の父母から
生まれた順とします

③ 手続きの方法は？

次の①～⑥をお持ちいただき、子育て支援課の窓口にて申請手続きをしてください。

審査後に決定通知書を送付し、指定口座へ振り込みします。

- ① 申請書（出生届出の翌月に郵送します。子育て支援課窓口でも配布しています。）
- ② 印鑑（朱肉をつくタイプ）
- ③ 申請者名義の通帳
- ④ 申請者の本人確認書類
- ⑤ 出生を証明する書類（母子手帳他）
- ⑥ 第2子以降は、出生の順が確認できる戸籍謄本



申請期限は
出生日から6か月以内です

④ 問合せ先は？

山梨市役所 東館1階 子育て支援課 子育て支援担当
☎553-22-1111（内線1156）

